

## GDPR【一般データ保護規則】（移転関連部分の抜粋）

## 第45条 十分性認定に基づく移転

- 1 第三国、第三国内の地域又は1若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。
- 2 保護水準の十分性を評価する場合、欧州委員会は、とりわけ、以下の要素を考慮に入れる。  
(a)～(c) (略)
- 3 欧州委員会は、保護のレベルの十分性を評価した後、実装行為により、第三国、第三国内の地域又は1若しくは複数の特定の部門又は国際機関が、本条第2項の趣旨における十分なレベルのデータ保護を確保している旨を決定することができる。その実装行為は、少なくとも4年毎の定期的な見直しの仕組みを定め、その見直しは、その第三国又は国際機関の関係する全ての進展を考慮に入れるものとする。その実装行為は、その領域上及び部門上の適用範囲を特定し、かつ、適用可能なときは、本条第2項(b)に定める監督機関を明らかにしなければならない。この実装行為は、第93条第2項に定める審議手続に従って採択されなければならない。  
4～9 (略)

## 第46条 適切な保護措置に従った移転

- 1 第45条第3項による決定がない場合、管理者又は処理者は、その管理者又は処理者が適切な保護措置を提供しており、かつ、データ主体の執行可能な権利及びデータ主体のための効果的な司法救済が利用可能なことを条件としてのみ、第三国又は国際機関への個人データを移転することができる。
- 2 第1項で定める適切な保護措置は、監督機関から個別の承認を必要とせず、以下のいずれかによって講じることができる。  
(a) 公的機関又は公的組織の間の法的拘束力及び執行力のある文書  
(b) 第47条に従う拘束的企業準則  
(c) 第93条第2項で定める審議手続に従って欧州委員会によって採択された標準データ保護条項  
(d) 監督機関によって採択され、かつ、第93条第2項で定める審議手続に従って欧州委員会によって承認された標準データ保護条項  
(e) データ主体の権利に関するものを含め、適切な保護措置を適用するための拘束力があり執行可能な第三国の管理者又は処理者の約定を伴った、第40条による承認された行動規範。又は、  
(f) データ主体の権利に関するものを含め、適切な保護措置を適用するための拘束力があり執行可能な第三国の管理者又は処理者の約定を伴った、第42条による承認された認証方法  
3～5 (略)